

関西労災職業病 4月号

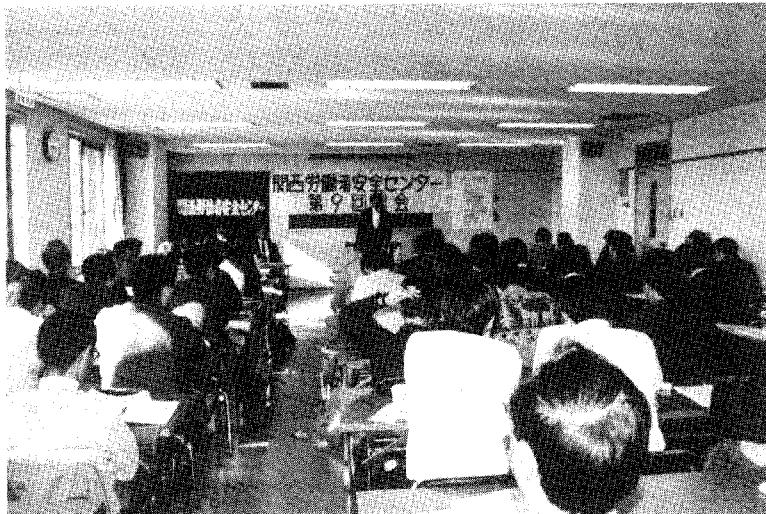
(通巻第173号)

関西労働者安全センター 1989.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目 次◆

●社会福祉労働者吉岡頸肩腕勝利判決	2
●労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争	5
●阻止闘争がさらに広がる！	5
●労基研メンバーとの討論会各地で進む	8
●第9回総会報告	10
●原発労働者に2倍の染色体異常	11
●〈学習のページ〉こころの病気の話し②	13
●前線から(ニュース)	17
●地域のページ	22
●自主健診で歯牙酸蝕症の労災認定勝ち取る	23
●環境監視研究所 活動報告	24
●第15期針灸学習会に参加しよう	25
●こんなときどうする⑦	26

社会福祉労働者、吉岡頸腕／勝利判決

吉岡と基準の矛盾を乗り越えた!!

報告・兵庫社会福祉労働組合

社会福祉労働者の頸肩腕障害の労災認定を求める吉岡頸肩腕訴訟は、

三月十四日判決があり、原告完全勝利となりました。被告＝国側は期限

の三月二八日までに控訴手続きをとらず原告勝利判決が確定しました。

これも、ご支援の方々をはじめ弁護団・組合などの力の結集のおかげと感謝しております。ありがとうございました。

この判決によって、これまで門戸を閉ざされてきた社会福祉労働者のみならず医療・教育など対人労働にたずさわる分野での頸肩腕障害の労災認定に有利な展望がでてきました。以下、若干判決の報告をしてお礼とさせていただきます。

(一) 判決理由

(一) 頸肩腕障害の存在
その上で、各種作業を細かく分析

判決理由では、まず「昭和五三年六月ごろ、原告は頸肩腕症候群になり患していたことが認められ（る）」

として、疾病の存在そのものを認めました。

一、判決主文

判決主文は、「一、被告が原告に

対し、昭和五四年五月二十四日付でなした労働者災害保険法による療養補償給付不支給処分を取り消す。二、訴訟費用は、被告の負担とする。」

(二) 業務内容の検討の必要性

次に、「原告の従事していた右業務には頸肩腕症候群を惹起させるような業務の荷重性及び波動性を伴う上肢の動的・静的筋労作を含まない」というものです。主文に続く「事實」の項の最初には、「一、請求の趣旨「主文同旨」と書かれ、原告の求めた通りの判決であることが明記されています。

(三) 上肢筋労作を伴う作業の存在

して、保母等の頸肩腕障害をあらかじめ画一的に業務外とする立場を排除しています。

作業には上肢について相当の荷重性及び波動性を伴う上肢の動的・静的筋労作が含まれていた。これに反する証人伊藤友正の証言は、独自の見解であって、「措信しない」と言い切っています。

司法と基準を

くつがえす判断

(四) 業務荷重性

更に、原告の勤務状況について、「甲山学園における保母・指導員の業務量自体がそもそも荷重であった」ということができ、他の同僚労働者

と比較して原告の業務量が著しく多くない、との一事をもって「業務起因性を否定する根拠とする」ことは相当でない」と述べています。この認定は、他の同僚労働者と比べて業務量が著しく多い場合のみ荷重性があるとして業務起因性を認めるという

労働省の姿勢（基発五九号通達）の事実上の批判であり、「業務の荷重性」は、その労働者、ひいてはその職場全体として荷重であったかどうかが問題であるとする、非常に画期的であるといえます。

(五) 施設最低基準

次に、福祉施設最低基準について、「これは介護を要する児童の側からの最低の保全基準を定めた規定である」とみるべき」としたうえで、「当時保母・指導員が実質上十分に確保されたものとは到底いうことができない」と厚生省も真っ青になるような認定を行っています。

(六) 甲山事件の影響

その他の諸事情としては、「（甲山事件を契機に）重度障害の園児の比率が異常に高まり、原告の業務負担量は、その就職当時から非常に重かったものといわざるをえない」として、甲山事件の現場に及ぼした影響について触れています。

局医の次女効力を

厳しく批判

(七) 原告側医証、山下医師証言・後藤医師診断

原告側の山下医師の「（業務起因性を認めた）判断は、豊富な資料に基づき客観的な調査方法を駆使しての結果であって、相当の合理性を具有するものと認むべきである」と全面的に評価し、当時の主治医後藤医師の診断も、「（業務起因性を肯定した）判断は長期に亘る豊富な専門的経験に基づく合理的なものと認めるべきである」と肯定しています。

(八) 被告側医証、伊藤医官証言・折原医官診断

それに対し、兵庫基準局の伊藤医官については、「（原告の診察結果からは業務起因性が認められないとする）伊藤医師の判断は、要するに前記キーパンチャー等の上肢作業内容と原告ら指導員等の業務内容の一般的相違点から即断したものにすぎず、原告ら指導員等の業務内容につき個別的な検討を加えたわけではなく、殊にその業務量の荷重性、ひいてはその波動性について仔細に検討したものではないから、右判断をそのまま承認することは到底できない」と述べています。これは、前にも出てきた「（伊藤医師の）独自の見解」によってキーパンチャー等以外は業務内容を検討もせずに業務外と即断する伊藤医官の態度を厳しく指弾したものといえましょう。

もうひとつのが被告側の医証である折原医官の書類診断については、

「前提事実の認識を誤ったものというべきであるから、採用すべき限りではない」と片づけています。

(九) 結語、業務起因性の根拠

以上をまとめて、業務起因性の根拠として八点挙げています。①原告の業務内容（極めて過酷で上肢の筋労作を伴うこと）、②勤務状況（他の労働者に比し同じようなものであった）、③原告の従事期間における特殊性（甲山事件の影響で実労働の人員が圧迫されていた）、④原告の肉体的条件（就職時は全く健康であったこと）、⑤原告の頸肩腕症候群に考えられる他の要因はないこと、⑥他の頸肩腕障害認定者と原告の業務内容等の比較で差がないこと、⑦甲山学園が頸肩腕障害の多発職場であること、⑧業務起因性を肯定する有力な医証も存在すること、などを「総合して考えると、原告の頸肩腕症候群は甲山学園における指導員としても受け付けます。頑張りましょう。

判決日 あふれる支援

判決には五〇名を越す仲間が集まつてくださり、法廷に入りきらずあふれでました。判決後の裁判所前集会でもおおいに意気揚がりました。その後、兵庫基準局におしかけ謝罪要求と控訴するなどの申し入れを行いました。基準局は裁判担当の係官が対応しましたが、「まだよく読んでいないので、検討したい」と繰り返すのみでした。

今後は、この訴訟の成果を大いに武器として利用していただきたいと思います。判決文の閲覧はどなた様でも受け付けます。頑張りましょう。

のというべく、右認定に反する証人伊藤友正の証言は措信せず、他に右認定に反する証拠はない」と判決では結論しています。

労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争

もはや“重態”的「中間報告」

阻止闘争がさらに広がる！

3・11 討論集会に三百名が参加

運動の強化を確認

大阪地評討論集会

三月十一日浪速部落解放会館で、

となつた。

総評大阪地評主催の「労災保険法・労基法改悪反対学習討論集会」が開催され、大阪地評傘下の各単産のほか、全国脊髄損傷者連合会大阪府支部、大阪府被災労働者同盟など被災労働者団体を含む約百名が参加した。

この討論集会は、この間、労災

法・労基法改悪問題で精力的に反対運動を進めてきた大阪地評労災職業

病対策会議が、決戦となる八九年度

の開いの出発点として位置づけ、開

催したものであり、学習会的なもの

以来の運動経過、労働省、審議会な

どの動向について報告した。

会場からは、脊髄損傷者連合会会員が、「私たちは労災年金をより

に生活をしている。社会保険とか老齢年金との完全調整とか言っている

が、そんなことになれば現在の生活

が、根こそぎ奪おうとするもので、まさか、それが、『私たちは労災年金をより生活を

に生活をしている。社会保険とか老

齢年金との完全調整とか言っている

が、そんなことになれば現在の生活

が、根こそぎ奪おうとするもので、まさか、それが、『私たちは労災年金をより生活を

に生活をしている。社会保険とか老

齢年金との完全調整とか言っている

が、根こそぎ奪おうとするもので、まさか、それが、『私たちは労災年金をより生活を

するために、大阪地評として今後いとめた。

つそう運動の強化をはかる。」とま

働く者の労災補償制度を

考える懇談会発足

自治労など八単産、総評弁護団が呼びかけ

三月二八日、総評会館で「働く者」の労災補償制度を考える懇談会」の発足総会が開かれ、各団体代表はじめとした約三〇人が参加した。この懇談会は、労基法・労災法改悪に反対し、これまで獲得してきた権利を守るばかりでなく、一層発展充実させようと、これまで反対運動を中心的に担ってきた各労働組合が呼びかけたもの。呼びかけた団体は、自治労、全金、全建総連、全林野、新聞労連、全港湾、全造船、全山労の各労働組合と総評弁護団。

労働省がヒアリング結果を報生口 すさんなまとめ 「結果の概要」

労災保険基本問題懇談会

総会は、議事に入るまえに松岡三郎明治大学名誉教授の記念講演で始まった。松岡氏は、アメリカの事例などを引き、もともと日本の労働者

の命の値段が低すぎることを前提に、「中間報告」が憲法を忘れていることと、現在の労災補償制度がILLO勧告の水準にすら達していないことなど、現労災補償制度の問題の所在について話された。

次回懇談会は、六月八日午後二時より行うことになった。なお、事務局は総評弁護団が担当し、単産として新たに私鉄総連も加入することが活動について、①労災補償制度の現状について話された。

状と問題点についての調査、研究、提言、②労基研「中間報告」の問題点についての批判、④情報の集約と速報研究会の開催、③学習会、と定めた。また当面の活動として、①新たなリーフレットの作成、②各地での学習会などへの援助、③労基研メンバーへの働きかけを行うこととした。

労働基準法研究会「中間報告」が審議されている労災保険基本問題懇談会（労災保険審議会の全メンバーで構成）が、三月十三日に開かれている。今回の懇談会では、昨年十二月から今年二月にかけて行われた労働者側推薦七団体、使用者側推薦九団体からのヒアリング結果が提出された。提出された内容は、各団体から提出された意見書、要望書などの

コピーと労働省の担当者がまとめた「労災補償制度の改善に関するヒアリング結果の概要」。

しかし、これはヒアリング結果について説明されただけで、今後の懇談会でどう利用されていくのかについてははっきりしていない。労働省

作成の「結果の概要」もきわめてずさんなもので、ヒアリングを受けた労働者側推薦団体が集まつた三月末の会議でも批判が続出し、今後の懇談会での作業については、これを撤回させ、結果が十分に反映されにくよう労働省に申し入れることになつた。

三月二八日に、法律学者などが主になつて発足した労災補償制度研究会の第二回研究会が開かれた。今回は、目的である労災補償制度改革提

案を作成する具体的な作業に入る前の基本的な問題の議論を行つた。今後活動を開始する予定になつてゐる。

労基研メンバーの再検討申し入れ

記めない労働省

本誌前号（議案書）資料「労基

法・労災法全面改悪阻止闘争情報

（関西）No.9」で既報のとおり、二

月二八日の労働省に対する申し入れ

の中で、労働基準法研究会メンバーの京大西村助教授などが「重大な問題があり再検討が必要」との見解を表明していることに対し、労働省

側の対応を促した。しかし、対応に出た稻田労働基準局稻田労災管理課長補佐は、「『中間報告』は一つの案としてあるから取り消すことはな

性について意見を聞いているが、検討しなおすことは考えていない」と答えていた。後掲のように、西村氏ばかりでなく、北大保原、神大下井の二名の労基研メンバーも同様の見解を示している現在も、不当にも労働省の態度は変化していない。

花見上智大教授（座長）を始めとする他の労基研メンバーへの働きかけと同時に、この面での労働省に対する追及が必要にならう。

い、西村氏からは労基研再開の必要

「西村助教授追及から大学の社会的責任を考える

労働者・学生・教官討論会への参加を！

労基研メンバーとの討論会 各地で進む

西村氏に続いて下井・保原両教授も問題認める

労基研「中間報告」を作成した労基研災害補償部会メンバーに対し、討論を申入れ、問題点をただす取り組みが、西村京都大学助教授、保原

北海道大学教授、下井神戸大学教授に對して行なわれている。

その中でいずれもが、「中間報告」の柱である「休業補償1年半打ち切り・障害補償への移行」を中心とし、その問題点を認めるに至っている。西村助教授については、この問題は「重大な問題があり、基本的な再検討を要すると考える」との確認書を書いている。

そうであるならば、「中間報告」の撤回、再検討を労基研あるいはメンバー学者が提起するべきであるし、労働省は労災審議会に出されている

「中間報告」を白紙撤回するべきだといえよう。もはや、なかみの問題としても、筋の問題としても、報告全面撤回しかありえない。

下井神戸大学教授

「一年半打ち切りは根拠なく問題

四・五 第二回討論会

四月五日、神戸大学において下井隆史法学部教授との討論会が行なわれた。第一回目は、一月十九日に行なわれているが、続行を約束しているにもかかわらず、その後、出席を拒否したため、再度、各団体で申入

れを行ない、この日の討論会となるもの。参加したのは、兵庫県労働安全衛生センター、全港湾神戸地区協、全港湾建設支部、神戸被災者交

流会、阪神被災者交流会、尼崎労働安全衛生対策会議、片木健一阪神医生協醫師、労住医連、神戸大教養部自治会、関西安全センター。

討論は、あらかじめ下井教授に手渡していた質問事項に沿って行なわれた。時間の関係で主に休業補償一年半打ち切り→障害補償移行の問題にとどまり、残りの労基法第八章削除、労災専門医委員会などについては次回五月九日第三回討論会に持ち越しどとなつた。

下井教授の回答は次のとおり。

質問「休業補償一年半打ち切りの根拠が「中間報告」で様々あげているが、いずれも根拠にならないではないか」

下井回答「一年半の根拠については

明確でない。説得力がないというの
はその通りだ。」

質問 「前回の討論会で、一年半打ち
切り後の障害補償については、新た
に障害等級表をつくることが前提と
答えているが、「中間報告」の全文
とその資料が本になつた「今後の労
災補償法制のあり方」（労働省労働
基準局編）五一ページを読むと、八
級以下は一時金が適当とか、当面現
行障害等級表が前提とか書かれてお
り、矛盾するではないか。」

下井回答 「五一ページの記述につい
ては、問題がある」下井回答 「休
業補償一年半打ち切り問題について
は、」西村さんと一緒に労働省
に言います。

つまり、下井教授も「「中間報告」
には重大な問題があり、再検討を要
する」との認識を示したわけである。

保原北海道大学教授

「再検討が必要」

労働団体と討論会

三月十七日北海道自治労会館にお
いて、保原喜志夫北大法学部教授と
労働団体（札幌地区労、全道労協、
全林野、全山労、自治労など）、振
動病、じん肺などの被災者、北海道
医療生協など医療関係者との討論会
がもたれた。これは、昨年十一月七
日の懇談会に引き続いて規模を拡大
して開催されたもの。「中間報告」
全般にわたって先に質問状を提示し
それに答える形で行なわれたが、い
くつか注目すべき発言をおこなつて
いる。

特に、休業補償一年半打ち切り問
題について、「休業補償はそこで一
区切りしようという目安を定めたも
ので、その後は絶対に切るとか考え
ているのではない」とはじめからあ
いまいな回答をした。西村京大助教
授との討論会でも出たことだが、保
原氏は西村氏とこの一月西ドイツ、
フランスに労災補償制度視察にいっ
ており、そのときの話として、西ド

「健康に働く」新たな運動を作ろう！

関西労働者安全センターの第九回総会が三月二十日、

会員団体個人百名の参加のもと開かれた。

祝電・メッセージをいただいた団体および個人は以下のとおり。（順不同、敬称略）

華川萬吉副議長を座長に選出したのち、山本敬一議長があいさつに立った。つづいて来賓の全金大阪地本山原氏、全林野大阪地本金銅氏、北摂地区評労職対豊田氏から、労災職業病闘争の重要性をうつたえるあいさつ行われた。各地の地域センターや大阪総評、弁護士らから寄せられた祝電、メッセージが披露されたあと、昨年労働省から提出された労基法・労災保険法改悪阻止闘争を中心とする八八年度の総括案が提起された。会計報告につづいて、労災保険法改悪阻止闘争を最重点課題として継続するとともに、専門家集団との連携の緊密化や安全衛生対策部門の充実など、「健康に働く」新たな運動の創出をうたう八九年度方針案が提起された。

役員選出、労基法・労災保険法改悪反対特別決議のもち、役員退任者と新役員を代表して有元氏と山本敬一氏が順次あいさつに立ち、懸案となっている組織整備・社団法人化をぜひとも実現しようとの発言を行い、大会をしめくくった。

大阪総評副議長労職対議長下市四良、自治労府本部委員長山本万年、古座川山林労働組合一同、全国出稼組合連合会会長細谷昭雄、大阪市従業員労働組合、北海道労災職業病研究センター、北海道医療生協職業病相談室東井富雄、東京東部労災職業病センター、三多摩労災職業病センター、神奈川労災職業病センター、財新潟県安全衛生センター、労災福祉センター、和歌山県労働安全センター、高知県労働安全衛生センター、山口県安全衛生センター、山口県労働安全衛生センター、岡山大医学部教授青山英康、弁護士上坂明、社会党府本部委員長井岡大治、同副委員長谷畠孝

以上

住民の二倍の染色体異常みつかる

「低線量里被曝の危険性示す」テータ公表される

京都反原発めだかの学校 井上良文

東京電力福島第一、第二原発の労

働者のリンパ球中に一般住民の二倍
近い染色体異常が見つかった。これ
まで、「よくわからない」＝「安全」
の図式で宣伝されてきた低レベル放
射線の安全性が実は相当深刻なので
はないかという疑念がさらに広がっ
ている。

これは、福島環境医学研究所報
(一九八八年、第二巻)に載った、
村本淳一(同専門研究員)他三名に
よる「原子力発電所作業員の染色体
調査研究」という報告による。

労働者一一五人を対象に調査

細胞によって六倍の差

村本氏らは、先に福島県双葉郡大

熊町の住民五九九人について、リン
パ球を採取し染色体異常分析を行っ
ている。このデータと比較して、原
発労働者の染色体異常がどうなのか
を調べようとしたもの。(ただ、比
較する一般住民のデータが福島原発
周辺に居住する人々であるため、原
発がない地域の住民に比べ高くなっ
ている可能性はあるが……)

比較すると、原発労働者では、高
異数性細胞は逆に少ないが、倍数性
細胞が〇・〇二%、二動原染色体が
〇・一〇%、環状染色体が〇・〇二
%であった。

結果は、高異数性細胞(染色体数が正
常の四六本より多い)が〇・二七%、
倍数性細胞(染色体数が二倍の九二
本)が〇・一二%、二動原体染色体
(くびれが二カ所ある)が〇・一五
%、環状染色体(正常は棒状)が

〇・〇七%であった。

これに対し一般住民については、

細胞が〇・〇二%、二動原染色体が
〇・一〇%、環状染色体が〇・〇二
%であった。

規制緩和への警鐘

東電はあくまでも「安全」

最高は一四・三四レムで平均七・五

調査した原発労働者の被曝線量の

老化的ところの病気の話

②

老化ところ ① 小川・渡辺診療所 小川 正明

高齢化と

痴呆の発生

人はだれでも年をとり、身体もおとろえ、精神の働きも低下していくという運命からは逃れられないものです。しかし、まだれもが病気にはなりたくない、病院に通院したり入院したりすることなく、健康で自由な生活を送りたいと強く望むものです。特に最近では、人口の高齢化とともに「痴呆」の問題がクローズアップされ、「心の健康」が強く求められています。(ちなみに「ボケ」とか「ボケ老人」などという言葉には、さげすみバカにするといった

ニュアンスが含まれているので使わないようすべしでしょう。)

実際、診療所や総合病院の外来で皆さんの話を聞いていますと、高齢の方はたいがい「ボケないようになると」「もう私はボケの症状が出ているんでしょうか」などと気にされています。もともと、老年期になると誰でも必ず痴呆をきたすとかいう

とそうでもなく、ある統計では八〇才以上では約五〇%の人々に痴呆がみられる程度とされています。(「老年」の定義には諸説ありますが、一人からどのようなことに気をつけなければいいのでしょうか。この問題を考えるにあたっては、一〇〇才を

の変化にこだわるノイローゼの一種やうつ状態、幻覚妄想、せん妄といふ意識障害の一類などの精神症状がしばしば出現します。このような精神症状の出現率は、壮年期の約二〇三倍高いとされ、しかも今後ますます老齢人口の増加やストレスの増大とともに増えていくものと推測されます。

ではわたしたちは、痴呆やこの他の精神疾患をできるだけ予防し精神的に健康を保っていくために、ふだんからどのように気に気をつけなければいけばいいのでしょうか。この問題を考えるためにあたっては、一〇〇才をこえた人たち(「センティナリアン」)

と呼ぶそうです。) の生活から学ぶべきところが大きいように思われます。そこで次にセンティナリアンの人々について述べることにします。

センティナリアン に学ぶ

センティナリアンの人は一九八五年現在で日本に約一七四〇人おられます。そして、その人口あたりの比率をみてみると、明らかに西高東低の傾向が認められます。つまり、沖縄、鹿児島、高知などの九州四国に高い割合でセンティナリアンの方がおられます。(実際の人数では、やはり人口の多い東京都に一番多數おられます。)

まずその性差ですが、常識的な印象に一致して女性の方がかなり多く男性の約四倍もおられます。(私個人もこれまで二人のセンティナリアンの方にお会いしていますが、二人

とも女性でした。) しかしながら女性の方が多いのか、ということについてはまだ理由はわかつていません。次に遺伝的な背景ということですが、一般的にセンティナリアンの親、兄弟姉妹はともに長寿であることが確認されています。つまり一〇〇才長寿の基本的条件は、遺伝的にかなり規定されるものようです。(もともとの逆、つまり両親、兄弟姉妹が短命であったから自分は長寿はムリ、とも言えないようです。)

居住環境についてですが、大まかに言って、センティナリアンは静かな農村で生まれ、そこで成人となりそこで老後をおくると言えそうです。それは、環境変化が相対的に少ない居住環境で長年月をすごしました、ということが意味を持つようです。精神科的に言えば、居住環境の変化は同時に対人関係の変化をともない、その個人にはかなりのストレスをもたらし、多くの場合精神的健

康にはマイナスとなるものと推測されます。ただストレスそのものは、単純に健康にとってマイナスしかもたらさないものと決めつけることはできません。ストレスを克服する能力が高い人やストレスに上手に適応できる性格の人は、農村であろうが都市であろうが、また居住環境が変化しうが、そう困難なく健康にすごしていけることが多いのです。

職業との関連については、センティナリアン全体の約半分が農林業を自分の生業としています。一方その他の中の職業はみな一〇%以下です。ここから推測されることは、農林業という職業が何らかの寿命促進因子を有するのではないか、ということです。常識的に考えても、(長時間労働という面は割り引いて考えるにしても)季節に応じた労働内容、規則正しい生活のリズム、自らが労働内容を決定し、努力に応じた成果が得られやすいこと、隣人との共同での

労働、などといった、精神的、身体的健康には大いに望ましい面をもっています。ただ、現在のセンティナリアンにはかつての農林業従事者が多い、という事実の背景に、この一世紀の日本社会の産業経済構造が反映されている面を見落としてはならないでしょう。

また、受けてきた教育や経済状態などと長寿との関係については、ハッキリした関係は見出されていません。

最後に、寿命というものにより直接的関連をもつと推測される、身体的・栄養的側面についてです。現在のセンティナリアンのなんと七〇%の人は、六〇才以前には医師の診察を受けたことがない、という調査結果があるそうです。これはその本人の記憶が確かである限り、驚くべき健康水準が維持されてきた、という確かな推測を成立させます。しかし同時に、日本での公衆衛生的知識の

不充分さや医療体制の不備もあっていましたのではないか、とも多少疑われます。しかし、いずれにせよセントイナリアンの人々は、元来感染症等の疾患に対する高い免疫能力を持つていた、ということは言えそうです。

栄養の面については、まず第一に血圧に大きな影響を与える食塩摂取の傾向です。どうもこの点では、特

に嫌塩傾向はみられず、「若い頃も現在もふつうの味つけ」という人が多いようです。（その割には、セン

ティナリアンの人には高血圧の人が少なく、また動脈硬化——この二つの疾患が脳血管性疾患の中心——の程度も軽度である、との東京都の調査があります。）結局栄養に関しては、全体として「好き嫌いが少なく特定の食品にかたよって摂取することなく、栄養のバランスもとれた食事をこれまでしてきた」ということのよう

うな配慮が必要と思われます。酒、タバコについてはかなりハッキリした傾向があり、男女とも「ほとんどやらない」人が七〇%以上をしめています。これは特に喫煙習慣が、單に肺ガンだけでなく胃ガンや子宮ガンとも関係がある、という最近の医学的研究の結果とも一致するものであります。

セントイナリアン と痴呆の関係

最後にセンティナリアンの人には痴呆はみられないのか、その知的能力はどうなのか、という点です。この点については、東京都の調査があり、そこでの結論は、センティナリアンの人は「痴呆老人によく似てはいるが、痴呆老人そのものではない」ことが多い、とのことです。つまり（心理テストの結果からは）、センティナリアンの方が、自分の居住地

や年令や現在の月日などの記憶が正確で、最近の出来事に関する記憶も保たれていることがわかりました。

逆に、教育の結果身についた計算能力や知識に関しては、痴呆老人の方がすぐれている、とのことです。このような痴呆老人との知的機能レベルでの質的な違いが、その人の生活

への適応を容易にしており、結果的には長寿へと結びついているようですが、特に老化と共に発生します。

以上みてきたように、セントレーナリアンの人の生活からは学ぶべき点が多くあるようです。そのような観

点から、我々の生活のあり方をもう一度ふりかえって考えてみるべきで

しょう。

次回は、特に老化と共に発生しやすいいくつかの精神的疾患について説明し、その予防やまわりの人の対応について、もう少し詳しく考えていくことにします。

■ブックレット自治体労働と安全衛生シリーズ■ 安全センターで扱っています

職場のメンタル・ヘルス

朝日俊弘著 定価五百円（送料二百円）

- 【内容】○なぜ、今、メンタル・ヘルスなのか○「職場のメンタル・ヘルス」——三つのアプローチ
○「職場のメンタル・ヘルス」——その必要性と危険性 など

V D U 労 勤

池田省三著 定価七百円（送料二百円）

- 【内容】○コンピュータ再入門○V D U 労働の特徴○作業編集を考える○作業時間規制から始める
○V D Uと妊娠○V D Uとメンタルヘルス○職場での健康管理など

前線から

郵便輸送業務で

心筋梗塞死

労災申請行ラ

全通大阪日通支部

全通大阪日
通支部組合員
の三宅武史さ
んの心筋梗塞
死について、

労災申請が二

月一〇日天満

労基署に対して行なわれた。

郵便輸送を業務とする日

本郵便通送に運転副主任と

して働いていた三宅氏は、

一九八六年一月三十一日帰

局直後に心筋梗塞発作を起

こしその夜死亡された。業

務は、輸送管理を事務所で

行ないつつ、定期便以外の

対！三七五通達撤回訴訟の

三月二〇日、大阪地裁に

法廷が開かれ、原告鈴木真

規子さんの主治医の松浦良

和医師（南労会松浦診療所）

この裁判の焦点は、針灸

管理業務の中で

前兆を示す症状を訴えてい

臨時便運行にも

たこと、発症約三ヵ月まで

たずさわらなけ

ればならない疲

れ度の大きな職

人の不摂生はまつたくみら

れないことなどから、労働

災害であることは明らか。

発症の原因にな

ったと考えられ、申請に踏

ので、二十三時間勤務を常

切ったもの。

態としていた。深夜勤務を

繁忙期である年末・年始

含む長時間連続勤務体系に

の直後に発症していること、

死について、

その業務過重の中で発症の

加えて、神経をすり減らす

災害であることは明らか。

切ったもの。

今後、遺族・支部と協力し

て積極的に取り組んでいく

ことにしていく。

大 阪

375通達は医学的根拠なし

主尋問に答えて 松浦 Dr.

の第二回主尋問が行われた。

前回おもに原告がり患して

いた頸肩腕障害・腰痛症に

ついて詳細に証言したのに

引き続き、初診時からの原

告のカルテにそって、症状

の変化と、針灸など実施さ

れた治療とその効果・経過

について尋間に答えた。

と他の療法を併用しながら治療を続け回復したにもかかわらず、なぜ針灸の治療費だけが途中で突然ストップしてしまわなければならぬのかということである。

このことが全く不合理であ

ることは、針灸の効果を裏付けるカルテの記載などに關する松浦医師の証言でさらに明確になつた。

また松浦医師は、三七五通達実施前後の労働省の対応状況などにもふれ、当時労働省は「全く打ち切りの根拠を答へなかつた」と述べるなど、三七五通達が医学的に全く根拠をもたないことを証言した。

次回は六月一二日（月）

午後三時～大阪地裁八〇九号法廷。

学校給食調理の原



自治労奈良県本部の給食

調理員指曲り症自主健診が
三月十一、十八日、松浦診

療所において行われた。

今回の自主健診は、おも
に奈良県橿原市の学校給食
調理員（橿原市職労）約三

〇人について行われた。そ

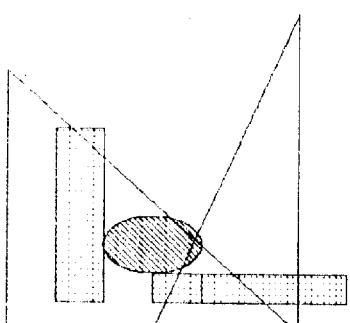
の結果、三分の一が指曲が

り症状を呈しているとい
う実態が明らかになつた。県
本部では、今後県下にさら
に取り組みをひろげていき
たいとしている。

（財）労働衛生協会・労働
允所長は、雑誌「安全スタ
ッフ」（八九／二／五）「
指曲がり症について思うこ
と」の中で「…私もこ
ついて、岡山大学など学術

か？という疑問を拭い去れ
ずにいました。ところが、

最近岡山大学衛生学教室の
甲田茂樹先生が、ある労働
衛生専門誌によせた「指曲
がり症」の重症例について
の報告を読んでその疑問は
消え去りました。…
私は、この障害を職業に起
因するものとして認めるな
らば、予防は容易な疾患と
いいたいのです。」と述べ
ています。



全港湾じん肺申請

最終職場(港湾)の確定で

大阪

やや紛糾

三月二十日、全港湾大阪支部安全衛生委員会は、昨年十二月のじん肺管理区分申請者九名について、大阪労働基準局に書類を提出した。港湾荷役作業における粉じん作業範囲の拡大が八

五年じん肺法改正でなされて以来、全港湾では一齊じん肺検診を実施し、大阪支部では、九名の該当者について申請を行うことになったものである。

しかし、対象となる範囲が拡大されたとはいえ、個別の現場の作業が粉じん作

業になるかについては微妙な問題も発生する。たとえば、かつて石綿荷役作業を

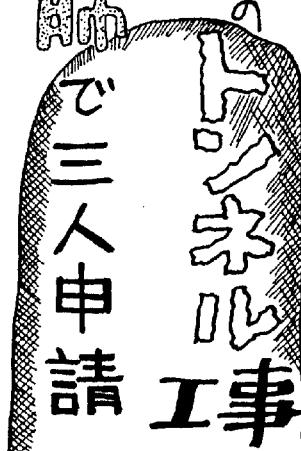
管理区分申請者の中には、現場調査を行うことも考えられている。

行っていたが、その荷役作業実態は作業者の記憶によるものでしかなく、会社側も認めない場合は、それを何らかの方法で確定するしかない。したがって、一分会については労働基準局が現場調査を行うことも考えられている。

同安全衛生委員会では、で断されている労働者もいる。きるかぎり早期の認定にむけて今後の取り組みを進めしていくことになっている。

大阪

新幹線
高速道路



職場健診でじん肺と診断され、知人の紹介で松浦診療所に受診した。

他、Uさんは一九五五年の大分県すい道工事以来十四年間、Iさんは三二年の宮崎県の工事以来七年間にわたってすい道工事に携わった。診断結果は三人とも所のすい道工事の掘進作業を行ってきた。その後は自動車工場で働いていたが、Mさんは、一九五七年の

ダム建設工事以来、六四年まで七年間にわたって四ヵ所のすい道工事の掘進作業を行ってきた。その後は自動車工場で働いていたが、

ずい道工事、炭鉱の経験者も含まれ、また要療養と診断されている労働者もいる。同安全衛生委員会では、でけて今後の取り組みを進めていくことになっている。

次いで労働基準局に対しても管理区分申請を行つた。

注目されるのは、この三人に限らず、六〇年代から七〇年代にかけての新幹線、高速道路網の建設で多くの工事に携わった多くの労働者にじん肺の症状が発生し

ていることである。しかも当時の作業環境は、ろくな粉じん対策もされないまま作業を行つていた実態は明らかで、センターでも今後取り組みに力を入れたいと考えている。

不良品が出た場合、突然抜取り数を増やすよう命じられたものである。

右腕に冷感やひきつるようないいことも原因となつていており、現在時間内通院を続けられたり、仕事量の変動も激しいなど、責任者であることから精神的な圧力も大きい。

また中央図書館には六十三名の職員（電話交換、事務組みとして図書館の司書を中心とし、腰痛・頸肩腕健診を行つた。仕事はノギスやマイクロメーターによる製品検査で、計測器を支持するため右手小指と薬指を緊張させた状態で、親指と人

製品検査

5000回/日

東 南

ナリカレで労災申請へ

全金協和精工支部

全金協和精工支部は、組合員Yさんの頸肩腕障害の労災申請を天王寺労基署に行つた。仕事はノギスやマイクロメーターによる製品検査で、計測器を支持するために右手小指と薬指を緊張させた状態で、親指と人

差指でつまみを回さなければならない。仕事量は入社以来しだいに増加し、忙しいときには、五千回以上も

測定を行う日もある。とくに八八年前半に仕事量が増大し、肩こりや腕のだるさがたえがたりなり、ついに

大阪 南

自主健診実施

市職教育支部図書館

大阪市職教育支部図書館

また中央図書館には六十三

名の職員（電話交換、事務組みとして図書館の司書を中心とし、腰痛・頸肩腕健診を行つた。仕事はノギスやマイクロメーターによる製品検査で、計測器を支持するため右手小指と薬指を緊張させた状態で、親指と人

差指でつまみを回さなければならない。仕事量は入社以来しだいに増加し、忙しいときには、五千回以上も測定を行う日もある。とくに八八年前半に仕事量が増大し、肩こりや腕のだるさがたえがたりなり、ついに

現在、各行政区に一館ずつ二十一の図書館があり

（各図書館に約四名ずつの司書が配属されている）、

松浦診療所健診部にて健診

を行つことになった。

二月二八日には、腰痛、
ケイワンの学習会が松浦医
師を講師として取り組まれ
原因、治療、予防について
学んだ後、三月一日～十四
日にかけて行つた。

本の貸出し業務のうち、
カウンターでの前かがみ姿
勢、接客業務を一日中（日
曜日は忙しく、二人体制で
堅持）続けることによる疲
労の蓄積、本棚の整理によ
る上肢の保持、本の購入、
カード作り、他館への連絡
などの連絡事務、本の運搬
による負担など様々の訴え、
があつた。今後、組合の安
全委員会で対策に取り組ん
でいく構えである。

通院請求請求

東南 通達 支給しふる労基署

全金ヤマト産業支部では、組合員Hさんの労災の療養にともなう通院費の請求を行つた。通院した整骨院は、労災指定医療機関であり、

Hさんは、一ヶ月間最寄りの別の指定医療機関に通院していたが、治療効果がおもわしくなかつたために少し離れた整骨院に転院し、治ゆ一職場復帰をはたした

という経いがある。すでに内では、「冗漫な支出の抑制のため」に通達とは別に申し合わせており、請求の一割しか支給されていないきたい。

地域のページ

編集部

地域ユニオンシンポジウム 開催される

◆北摂トータルユニオン

三月二六日、北摂トータルユニオンの結成一周年を記念し、同ユニオン主催の「地域労働運動の炎を絶やさないユニオンシンポジウム」が開かれた。パネラーとして参加したのは、ひごろ（東地域）、とうなん（東南地域）、泉州、京都の各ユニオン代表者。

労働相談活動を中心として中小零細事業場の未組織労働者の組織化に精力を注いできた経験をもとに、各ユニオンが報告を行い、相談活動の共同取り組みなど、共同取り組みの可能性について意見交換を行った。特に、リクルート事件が問題になつて四〇回目にあたる。安全センター

ている現在、期間契約労働者、パート労働者の問題、職業紹介をめぐるトラブルなどの問題について、行政各庁との交渉も含め、共同の取り組みを検討していくことになった。

各ユニオンとも相談活動による組合加入が増えており、今回のシンボ

でも明らかになつたように、そろそろ経験を総括した新たな取り組みも必要になってきているといえよう。

今後の運動展開が期待される。

編集部

労災火事交流会 通火話を話題に

◆東南地域労災職業病問題交流会

三月一七日、通勤災害をテーマに労災交流会が開かれた。同会は今回

から西野が講師をつとめた。内容は、交通事故の激増、ILO一二一号条約、総評の運動によって七三年に通勤災害保護制度が制定された経緯からはじまって、認定をめぐる個々の事例がそ上に乗せられた。

二〇人ほどの参加者からは、組合活動後に帰宅した場合やとちゅうで酒を飲んで事故にあつた場合は通災になるのかなど、身じかな例を引いた質問が活発に寄せられた。今回の交流会でも質問されたが、会社に届けていない経路を通って通勤した場合でも、合理的なものであれば通勤災害として認められるということは以外と知られていないようであった。

次回の交流会は、シリーズ化している「職場点検」にもどつてテーマを設定することとなる。

歯牙酸蝕症 労災認定勝ち取る

松浦診療所歯科

杉田吉紀

八七年七月、尼崎にあるステンレス製の水産物（ちくわ、かまぼこ、天ぷら等）の自動製造機械の製作を行っている従業員一四〇余名の工場の労働組合から歯科健診の依頼があつた。依頼の理由は、作業工程中の酸洗い時に、強酸である硝酸を含有する「ナルデン」を使用しており、

酸による歯への影響について調査したいということであった。

ナルデンは強化水素（四・五%）、硝酸（十三・五%）などの酸からなり、医薬用外劇物とされている。ナルデンによる人体への影響は、毎日

酸洗いに従事していた労働者に皮膚障害が発生するなど、以前から明らかになっていた。しかし会社側はこの問題を放置しつづけてきた。その後、酸による症状が歯にでていること

とから、ナルデンの使用によるのではないかという疑いをもった組合が問題として取り上げたのが発端であつた。

【特殊健診実施】

組合は、ナルデンの人体への影響を調べるために、会社の指定する健診機関での健診を拒否し、ストライキで自主的に「ナルデン」の人体への影響を確かめるため、内科健診、歯科健診を実施した。

歯科健診は三四名を対象に、有害物質である硝酸の使用職場の労働者の歯とそれを支える組織にたいする障害の診査を目的に、特殊健康診断として行った。その結果、四名が軽

症の歯牙酸蝕症、一名が要治療までに進行した歯牙酸蝕症であり、八八年三月労災申請を行つた。歯牙酸蝕症の認定は事例は、兵庫県において過去五年間まったくないとのことであつたが、八八年十二月認定にいたつた。

歯牙酸蝕症という病気は、「酸のガスまたはミストが歯に作用して歯牙の表面の脱灰をきたし、表面の白濁および欠損を生じたもの」をいい、歯科領域における代表的な職業性疾病である。この病気は酸を取り扱っている職場すなわち酸洗い、メキシ、蓄電池などの工場で多く見られる。

定期健診と

職場改善を

酸の暴露は、一日の使用時間や從事する時間が短くとも、長期にわたる場合何らかの影響を及ぼすことがはつきりしている。それにもかかわらず会社側が、有害物質である硝酸を扱う職場として法で定められた定

期健診すら実施していなかつた点は大きな問題であった。また、ナルデンの使用に際して、有害物質を含んでいるという説明を労働者にまつたくしていなかつた点も大きな問題をふくんでいた。やはり障害を未然に防ぐ労働環境の改善に向けた日々の努力および法定の定期健診の必要性をつよく感じた。

Na—シンチレーターついに購入！ 四月中旬から本格測定へ

◆環境監視研究所 中地重晴

市民の手で放射能汚染測定器を共有しようという取り組みは、本格的に進みました。

かどうかという議論（たとえば、干しシイタケの場合、過去の核実験による汚染が結構高い数値であります）は今後も継続していかねばならないと考えています。

射能をはかる会の結成総会が開かれ、関西における反原発運動の一つとして、測定器共有運動をみんなで取り組もうということが確認されました。測定の結果、放射能に汚染されていると分かった食品を食べるの

かどうかという議論（たとえば、干しシイタケの場合、過去の核実験による汚染が結構高い数値であります）は今後も継続していかねばならないと考えています。

測定器購入基金の方は、約二五〇万円集まり、目標まであと半分のところまできました。測定器であるNa—Iシンチレーターはすでに環境監視研究所に設置され、試運転の段階

職業性歯科疾患は労働環境の劣悪な中小企業において潜在的に存在しているものと思われる。とくに酸を取り扱っている職場は、全国いたるところに存在している。そのような職場において法に定められた歯科健診が早急に実施されることが望まれる。

期健診すら実施していなかつた点は大きな問題であった。また、ナルデンの使用に際して、有害物質を含んでいるという説明を労働者にまつたくしていなかつた点も大きな問題をふくんでいた。やはり障害を未然に防ぐ労働環境の改善に向けた日々の努力および法定の定期健診の必要性をつよく感じた。

購入 個人一口一千円
基金 団体一口一万円
振替口座 大阪〇一六〇六四二

第15期 針灸学習会に参加しよう

五月十一日～九月二一日

毎週木よう日 六時

労働者針灸学習会実行委員会

今年も五月十一日から、針灸学習会が行われる。「労働者の健康は労働者じしんが守る」というスローガンのもと、労働者の交流のなかで針灸治療の基礎をマスターしようといふのがこの学習会の趣旨である。この学習会もすでに今年で十五期を迎える。

学習内容としては、ツボの説明と実技の他に、参加者による職場紹介や食べ物の話、歯の話、すぐに役立つ応急手当、健康に働くための法律入門、ストレッチ体操など、もりだくさんな内容となっている。歯の話や、食べ物の話は、松浦診療所の歯科、健診部などの協力を仰いで専門家の立場から、指摘を行ってもらうこととなっている。

たしかに一時の針灸ブームは去り、人々の関心もさめたかにみえるが、その治療効果は大きいものがある。

この学習会は、高等な治療方法を学ぶのではなく、あくまでも基本的な針灸治療を学ぶことによって、職場や家庭で手軽に（とはいっても消毒

には、細心の注意が必要）針灸を活用し、それを通じて労働者相互の交流を深め、健康を自身の手で守つていこうというものである。

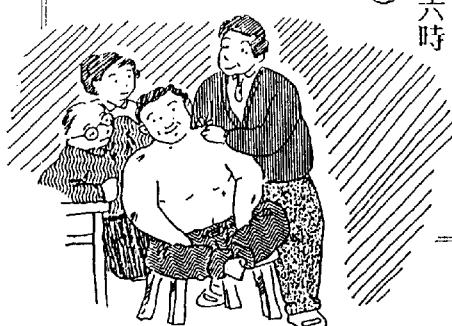
ぜひとも多くの人にこのユニークな学習会に参加してもらいたい。

◇針灸学習会 要項◇

◆日時 五月十一日～九月二一日 毎週木よう日 六時
八月一〇日、十七日を除く（計十八回）

◆場所 大阪港湾労働会館二階
(地下鉄中央線「大阪港」駅下車)

◆参加費 四千円（通し）（一回三百円）



こ ん な と き ど う す る

(7)

天災地変による災害

天災地変の場合も

状況に応じて業務上

地震や落雷、洪水など天災地変による災害の業務上外認定について、労働省は通達の中で以下のように取り決めている。

「労災保険における業務災害とは、労働者が事業主の支配下にあることによる危険が現実化したものと経験法則上認められる場合をいい、いわゆる天災地変による災害の場合にはたとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的に業務起因性は認められない。」

しかし、「天災地変に際して発生

した災害も同時に災害を被りやすい業務上の事情（業務に伴う危険）があり、それが天災地変を契機として現実化したものと認められる場合に限り、かかる災害について業務起因性を認めることができる」と「天災地変による」の解釈範囲を限定している。

つまり、急斜面の山肌に接している事務所で仕事をしていて、地震による崖崩れで下敷きになって死亡したという場合には、「かかる状況下にある当該事業場には崩壊による埋没という危険が内在していたものといえるので、それが地震とあいまって現実化したものと認められる。」

なる。

ところがそういう要因に関係なく、つまりどこにいてもその時には災害に遇つただろうという場合には業務起因性がないということになる。だから関東大震災のような大災害の場合には労災保険の適用がないということである。ただ、現在の天災に対する予防状況を考えるならば、相当の大災害の場合でも業務上の可能性は高いといえよう。

また、そのまま居たらあぶないので、避難する途中の災害というような場合には合理的行為として業務上の扱いがなされることになる。
いずれにしろ、天災地変の場合についての判断は、とくに当該被災者の恣意行為や私的な行為に原因しない限りは、現行の通達においてかなり認められるものとなっている。

一一一月の新聞記事から

二・四

関西電力変電所で、作業中の下請け会社従業員が七万ボルトの高圧線に触れ、全身やけどで重体（大津）

二・五

鋼板工場で加熱炉の灯油が漏れて引火、従業員二人が火だるまになり、うち一人が死亡（岸和田）

「遠州じん肺訴訟」控訴審で、古河鉱業側が一審を上回る総額三億五千万余を支払うこととで和解が成立

二・一五

レストランでのトレーの持ち運びで指がけんしょう炎になつたパートのウエートレスにたいし北九州東労基署が業務上認定

二・一六

振動障害の長期被災者に対する労災打ち切り問題で、労働省が再調査した結果、二人は打ち切り撤回、給付継続との判定

二・一七

レジャー施設二階の居酒屋でプロパンガスが爆発、従業員と客あわせて十八人が重軽傷（大阪狭山）

NKK鶴見製作所の浅野ドックで、修理中のインド船籍の貨物船で火災が起き十二人が死亡、十一人が重軽傷（横浜）

ビル建設工事現場でクレーンで吊り上げ移動中の掘削機が落下、作業員一人が下敷きになり即死（大阪）

二・二一

徳島市の家具製造工場長が勤務中に急性心筋梗塞で死亡した事件で、労働省労災保険審査会は過労死として労災認定の逆転裁決を出した。審査会で、心臓血管疾患の過労死が労災認定されたのは七年ぶりで、一昨年十月の認定基準改定後は初めてのこと

二・二六 徳島市の家具製造工場長が勤務中に急性心筋梗塞で死亡した事件で、労働省労災保険審査会は過労死として労災認定の逆転裁決を出した。審査会で、心臓血管疾患の過労死が労災認定されたのは七年ぶりで、一昨年十月の認定基準改定後は初めてのこと

三・一五

職業病の「頸肩腕症候群」と診断されたのに労災の認定を受けられなかつた元施設職員が労基署の処分取り消しを求めた訴訟で神戸地裁は労災不適用は違法との判決（本文に詳細記事）

三・二七

新幹線のトンネル工事などで、出稼ぎの下請け労働者として働いた四国じん肺患者ら計五八人が鹿島建設など元請けの四九社を相手取り、安全配慮義務を怠つた責任などを訴え総額二六億四千万の損害賠償を求める「四国じん肺訴訟」を提訴

三・二八

頸肩腕障害になつた市立図書館の電話交換手が、労災認定を求めていた訴訟で、大阪地裁は公務災害と認定（大阪）

三・二九

市道の下水道管内で作業中の作業員が有機ガスの発生か酸欠かで突然倒れ、一人死亡二人が重症（姫路）

三・三〇

「長崎じん肺訴訟」の控訴審判決で、福岡高裁は企業責任は一審同様認めだが、百八人の請求を時効を理由に棄却、賠償額も総額で六億二千万余ダウンした原告逆転敗訴の判決

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号(通巻173号)

89年4月10日発行

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎ (06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28

(毎月二回10日発行)